

## 公共事業からの暴力団排除の取組について

平成18年12月14日  
暴力団資金源等総合対策WT

犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」（平成15年12月）は、5つの重点課題の1つとして「組織犯罪等からの経済、社会の防護」を掲げ、特に「暴力団は、その存在が許されるべきものでないにもかかわらず、依然として、合法的な経済活動を装うなどして巧妙な資金獲得活動を行い、莫大な利益を得ている」として、暴力団に係る積極的な対策の必要性を指摘している。

これを踏まえ、平成18年7月21日、犯罪対策閣僚会議の下に本ワーキングチームが設置され、暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策について、検討を行ってきた。

この報告書は、本ワーキングチームの検討事項のうち、公共事業からの暴力団排除について、当面、進めるべき施策をとりまとめたものであり、政府は、以下のⅡに掲げられた施策を迅速かつ適切に実施するとともに、これ以外の施策についても、引き続き、幅広く検討を進める。

## I 公共事業からの暴力団排除の必要性

政府は、次のような理由から、公共事業（公共工事、物品納入、役務提供等）から暴力団を排除する必要がある。

第一に、「自由で公正な社会の実現」である。公共調達に適正化の流れも踏まえ、自由競争の原則の下、健全な経済活動を担保するためには、暴力団が介在している場合は、自由で公正な競争が担保されず、また請負契約について、不誠実な行為を行う蓋然性が高いことから、暴力団を排除する必要がある。

第二に、「発注者や受注者の安全確保」である。暴力団は、公共事業から資金を獲得するため、暴行や傷害の犯罪を敢行するおそれがあることから、公共事業に携わるあらゆる人々の生命、身体の安全を確保するため、暴力団を排除する必要がある。

第三に、「公共資金の暴力団への流出の防止」である。言うまでもなく、公共事業には国民の税金が投入されており、暴力団の不当介入による公共資金の暴力団への流出を防止するため、暴力団を排除する必要がある。

第四に、「暴力団の資金源の遮断」である。公共事業は依然として、暴力団の大きな資金源の一つであり、暴力団に効果的な打撃を与えるため、暴力団を排除する必要がある。

これらのうち、「暴力団の資金源の遮断」の対象となる、暴力団への資金提供については、一般人をも被害に巻き込んだ凶悪な対立抗争や、卑劣な御礼まいり等に代表されるような、暴力団の暴力的不法行為等を、間接的にであれ下支えする極めて悪質な行為であるため、犯罪対策閣僚会議の下に、関係省庁からなる「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」が設置されており、この点について、さらに掘り下げて暴力団の介入実態の分析を加えつつ、暴力団を排除する必要がある。

公共工事への具体的な介入の態様の例として、暴力団員が、特定の公共工事の施工方法等に因縁をつけるなどして、受注者等から、地元対策費等の名目で金銭を喝取等するというものがある。

また、暴力団は、資金獲得の態様を巧妙化させており、あからさまに暴力団員が金銭の喝取等を行う態様ではなく、暴力団に資金提供等を行っている暴力団関係企業が、公共工事の受注や下請等への参入をしようとする態様もみられる。

さらに、公共工事の談合と暴力団との関係については、談合に応じない者に対して暴力団員が圧力を加えるものや、談合を容認する見返りとして暴力団が請負金額の一定割合を上納させるなどの事例がある。

以上の実態にかんがみ、暴力団の公共事業への介入や暴力団関係企業による資金提供を防止するため、警察が公共事業に係る違法行為の取締りを強化し、公共事業に携わるあらゆる人々の生命、身体の安全を確保するのはもとより、関係行政機関においても、警察との緊密な連携の上、暴力団排除対策を強力に推進する必要がある。

## II 公共事業における暴力団排除の推進

### (1) 政府の取組

政府において、以下の取組を進めるものとする。

#### ① 公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化

各省庁は、その発注する公共工事について、国土交通省地方整備局の暴力団排除の取組を参考にして、暴力団関係企業等の排除対象を明確化するとともに警察との連携を強化する。

#### ② 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入

各省庁は、受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる仕組みを導入する。また、警察においては、通報を受理した場合には、取締りや保護対策等の徹底を図る。

### (2) 独立行政法人等の取組の促進

独立行政法人等の国の関係機関においても、上記(1)と同様の取組が講じられるよう、関係省庁は所要の指導、要請等を行うものとする。

### (3) 地方公共団体の取組の促進

地方公共団体においても、できる限り上記(1)と同様の取組が講じられるよう、国は地方公共団体と連携を強化するものとする。

## III その他

各省庁の取組の実施状況等については、定期的にフォローアップを行うものとする。